

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ

号外(一) 平成二十六年六月十二日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十三号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年六月十二日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三私学振興・青少年課の表三の頂部長専決事項の欄第一号中「第八条第一項の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第二十六条第二項の」を「第二十六条第二項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。第四号から第九号までにおいて同じ。)」の規定による」に改め、同欄第三号中「第三十一条第一項」の下に「法第六十四条第五項において準用する場合を含む。」を加え、「同条第二項の」を「法第三十一条第二項(法第五十条第三項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。))及び同項において準用する場合を含む。)」の規定による」に改め、同欄第五号中「第四十条の三の」を「第四十条の四の規定による」に改め、同欄第六号中「第五十条を「第五十条第二項」に改め、同欄第九号中「第二条第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十号とし、同欄第八号中「第六十一条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第九号とし、同欄第七号の次に次の一号を加える。

8 法第六十条の規定による措置命令等

別表第三私学振興・青少年課の表三の項課長専決事項の欄第一号中「第六十二条第一項の」を「第六十二条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による」に改める。

別表第三業務水道課の表八の項部長専決事項の欄第一号中「第三十六条の四第一項の」を「第三十六条の八第一項の規定による」に改め、同欄第二号中「第七十一条の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第七十二条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「薬剤師の増員」を「規定による業務の体制の整備」に改め、同欄第五号中「第七十二条の三の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第七十三条の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第七十四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第七十四条の二の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第七十五条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十号中「第七十六条の六の」の下に「規定による」を加え、「検査」を「検査等」に改め、同欄第十一号中「第七十六条の七の」の下に「規定による」を加える。

別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部一の項中「昭和三十六年政令第十一号」及び「昭和三十六年省令第一号」を削り、同項現地機関の長専決事項の欄第一号中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同項現地機関の課長専決事項の欄第二号中「第十条」を「第十条第一項（法第三十八条第一項及び第二項並びに法第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「薬局開設者」の下に「又は店舗販売業者」を加え、同欄中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 法第十条第二項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による薬局開設者又は店舗販売業者からの薬局の名称等の変更の届出の受付

別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部一の項現地機関の課長専決事項の欄中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、同欄に次の六号を加える。

17 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年省令第八号。以下この項中「改正省令」という。）附則第三条第一項の規定による薬局開設者又は店舗販売業者からの要指導医薬品の販売等の届出の受付

18 改正省令附則第三条第二項の規定による薬局開設者又は店舗販売業者からの特定販売に係る書類の受付

19 改正省令附則第九条第一項の規定による旧薬種商からの要指導医薬品の販売等の

届出の受付

20 改正省令附則第九条第二項の規定による旧薬種商からの特定販売に係る書類の受付

21 改正省令附則第九条第四項の規定による旧薬種商からの当該店舗において販売し、又は授与する医薬品の区分変更の届出の受付

22 改正省令附則第九条第五項の規定による旧薬種商からの相談時及び緊急時の電話番号等の変更の届出の受付

別表第四家畜保健衛生所の部一の項現地機関の長専決事項の欄第二号中「第四十四条の」の下に「規定による」を加え、「第四十五条」を「第四十五条第一項」に改め、同項現地機関の課長専決事項の欄第一号中「第三十八条で」を「第三十八条第一項において」に、「第十条の」を「第十条の規定による」に改め、同欄第二号中「第四十六条第三項の」の下に「規定による」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十六年六月十二日から施行する。